

北見市財務規則（平成18年北見市規則第66号）第116条の規定に基づき、地域限定型一般競争入札について次のとおり告示する。

令和3年4月13日

北見市長 辻 直 孝

1 入札に付する工事の内容

- (1) 契約番号 5031000016
- (2) 工事名 高栄F団地市営住宅新築工事（建築主体）－2
- (3) 工事場所 北見市高栄西町9丁目98-615, 98-618, 98-619, 98-620, 98-622
- (4) 業 種 建築
- (5) 工 期 令和3年5月27日から令和4年8月26日まで
（市議会の議決に付す必要があるため、工期の開始日は予定である）
- (6) 工事概要 市営住宅（鉄筋コンクリート造4階建て 1棟28戸2,592.51㎡）
新築に伴う建築・造成工事

2 入札参加資格

- (1) 3者又は4者で構成される共同企業体を自主的に結成していること。
 - ア 共同企業体の構成員は、(2)共通事項に掲げる要件を全て満たしていること。
 - イ 共同企業体の代表者は、平成23年4月1日以降に本工事と同種又は類似する工事を元請として施工し完了した実績を有する者であること。
[同種・類似工事の基準]
鉄筋コンクリート造又は木造の新築工事、増築工事又は改築工事
延べ面積1,000㎡以上
 - ウ 各構成員の最低出資比率は、3者構成の場合20%以上、4者構成の場合15%以上とする。なお、代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率を下回ってはならない。
 - エ 各構成員が、本工事の入札において2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
- (2) 共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 北見市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に対象工事と同一の業種及び A 等級に登録されていること。

ウ 北見市内に建設業許可の本店を有する者であること。

エ 告示の日から入札執行日までのいずれの日においても、北見市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

カ 次に掲げる基準を満たす建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

① 対象工事に定める技術者の条件を満たすこと。

② 監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 申請者と 3 か月以上の雇用関係があること。

キ 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一の入札に参加していないこと。

① 資本関係

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他

①、②と同視し得る特定関係があると認められる場合

3 入札参加資格の審査に必要な申請書類、提出期間、提出場所及び提出方法

この地域限定型一般競争入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、市長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認めら

れた者は、この地域限定型一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書（北見市地域限定型一般競争入札試行実施要綱（平成 26 年内規第 48 号。以下「要綱」という。）様式 1）
- イ 資本関係・人的関係調書（要綱様式 2）
- ウ 配置予定技術者調書（要綱様式 3）
- エ 類似工事施工実績調書（要綱様式 4）
- オ 共同企業体協定書（要綱様式 5）

なお、申請書類は、北見市総務部契約課において告示の日から配付するほか、北見市のホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 提出期間

令和 3 年 4 月 13 日から令和 3 年 4 月 22 日までの北見市の休日を定める条例（平成 18 年北見市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

(3) 提出場所

北見市総務部契約課
〒090-8501
北見市大通西 3 丁目 1 番地 1
電話 0157-25-1242
FAX 0157-25-6932

(4) 提出方法

持参による。（郵送又はファクシミリ等によるものは受け付けない。）

(5) 入札参加資格審査の結果については、令和 3 年 4 月 27 日に通知する（要綱様式 6）。なお、この通知は、入札時に使用するもので保管しておくこと。

4 入札参加資格がないと認めた者への理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求められることができる。この場合、令和 3 年 5 月 6 日までに市長（提出先 総務部契約課）に対し、書面で持参により提出するものとし、持参以外（郵送、ファクシミリ等）による提出は受け付けない。
- (2) (1) の説明を求めた者に対し令和 3 年 5 月 10 日までに書面（要綱様式 7）により回答する。

5 入札説明書を交付する期間及び場所

(1) 期間

令和 3 年 4 月 13 日から入札日の前日までの休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から

午後 5 時 30 分まで。

(2) 場所

3 (3) に同じ。

なお、北見市のホームページからもダウンロードすることができる。

6 設計図書を配付する期間及び場所

(1) 期間

令和 3 年 4 月 13 日から入札日の前日までの休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

(2) 場所

3 (3) に同じ。

なお、設計図書の配付対象者は、北見市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に対象工事と同一の業種、A 等級及び市内に登録されている者とする。

7 設計図書に対する質問

(1) 提出方法

書面（要綱様式 8）により持参、郵送又はファクシミリにより提出を受け付ける。

(2) 提出先及び期限

3 (3) へ入札日の 5 日前（5 日前が休日に当たる場合は、前開庁日）までに提出すること（質疑事項がない場合は提出不要）。

(3) 質問への回答

質問者に対しては、書面（要綱様式 8）によりファクシミリ等で回答する。なお、質問に対する回答書は、入札日の前日までの休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで、3 (3) の場所において閲覧に供する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和 3 年 5 月 12 日 午前 9 時 30 分

(2) 入札及び開札の場所

北見市役所 本庁舎入札室（北見市大通西 3 丁目 1 番地 1）

(3) 入札方法

入札書、工事費内訳書及び 3 (5) の要綱様式 6 の写しを持参すること。（郵便等による入札は認めない。）

9 契約事項を示す場所

3 (3) の場所で閲覧に供する。

10 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

(3) 予定価格の公表

事後公表

(4) 支払条件

①前金払

契約金額の4割以内に相当する額。(令和3年度1回、令和4年度1回)

②中間前金払

契約締結時に、中間前金払か部分払を選択し、中間前金払を選択した場合、前金払の支払いを受けた後、規定の要件を満たした場合、契約金額の2割以内に相当する額。(令和3年度1回、令和4年度1回)

③部分払

契約締結時に部分払を選択した場合に支払う。既成部分の10分の9以内を限度とする。(令和3年度2回、令和4年度1回)

(5) 低入札価格調査制度

調査基準価格を設定する。

(6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

(7) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(8) 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止する。

(9) 本工事契約は、北見市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年条例第57号)の規定により市議会の議決に付す必要があるた

め、仮契約後に議会の同意を得たうえで本契約を締結する。
(10) 本告示に記載のない事項等詳細は、対象工事の入札説明書による。

11 契約担当

3 (3) に同じ。